

住宅改修事業所 御中
福祉用具販売事業所 御中

熊本市 健康福祉局
高齢者支援部 介護保険課長

住宅改修及び福祉用具購入における受領委任払い制度の改正について（通知）

平素より、本市介護保険事業の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

住宅改修及び福祉用具購入における受領委任払い制度につきまして、下記の通り、一部、制度の取り扱いを変更することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 受領委任払い制度の改正について

「熊本市介護保険住宅改修費受領委任払いに関する実施要綱」及び「熊本市介護保険福祉用具購入費受領委任払いに関する実施要綱」の改正を行い、これまで年度毎に提出を求めていた「誓約書」及び「市税の滞納がないことの証明書」について、令和 7 年度以降は提出を不要といたします。

提出を求めていた書類に規定された内容については、以下のとおり要綱内に規定されておりますので、引き続きこれらの規定を確認、遵守した上で、申請手続き、施工、納品等、実施していただくようお願いいたします。

熊本市介護保険住宅改修費受領委任払いに関する実施要綱（抜粋）

（施工業者）

第 4 条 対象者から前条の規定による委任を受けることのできる施工業者は、熊本市及び近隣の市町村に事業所を有して事業を営む者で、被保険者に代わって住宅改修費の申請手続き等ができる者とする。

（施工業者の責務）

第 4 条の 2 施工業者は、住宅改修費の支給に係る施工及び申請手続き等については、本要綱及び介護保険法並びにその他関係規定を遵守しなければならないものとする。また、以下に定める事象が発覚した場合は、発覚以後、受領委任払いによる住宅改修費の支給を受けることができないものとする。

- (1) 法令等に違反した場合
- (2) 虚偽又は不適切な申請、工事の施工及び申告を行った場合
- (3) 悪意又は重過失で被保険者との間に問題を生じさせた場合

2 前項の規定により、受領委任払いによる住宅改修費の支給を受けることができないものとされた施工業者は熊本市ホームページ上に公表されることがある。

※福祉用具販売にかかる「熊本市介護保険福祉用具購入費受領委任払いに関する実施要綱」においても同様の規定を設けておりますのでご確認ください。

2. 申請書の改正について

上記の改正に伴い、事前申請及び本申請における申請書の様式を一部、変更いたします。変更後は熊本市 HP の方に掲載し、お知らせいたしますので、可能な時点から新たな様式での申請をお願いいたします。

【お問い合わせ】

熊本市健康福祉局高齢者支援部
介護保険課（認定給付班）
電話：096-328-2347